

令和4年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第6号

令和4年9月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	13番	畑岡洋二君
	1番	高野聖也君
	2番	坂本奈央子君
	3番	安見貴志君
	4番	内桶克之君
	5番	田村幸子君
	6番	益子康子君
	7番	中野英一君
	8番	林田美代子君
	9番	田村泰之君
	10番	村上寿之君
	11番	石井栄君
	12番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

15番 飯田正憲君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	金木雄治君
政策推進監	北野高史君
総務部長	後藤弘樹君
市民生活部長	持丸公伸君
環境推進監	小里貴樹君
保健福祉部長	下条かをる君
福祉事務所長	堀内信彦君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	関根主税君
上下水道部長	友部邦男君
市立病院事務局長	木村成治君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
会計管理者	前嶋典子君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君
監査委員事務局長	中庭聡君

---

**出席議会事務局職員**

議会事務局長	西山浩太
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
係長	上馬健介

---

**議事日程第6号**

令和4年9月16日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 陳情第4-6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情  
 請願第4-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第4 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- （追加その1）
- 日程第6 委員会提出議案第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 陳情第4-6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情
- 請願第4-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第3 認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について

- 認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について  
認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について  
認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について  
日程第4 議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について  
議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）  
議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第5 議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について  
（追加その1）  
日程第6 委員会提出議案第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 定刻となりました。皆さんおはようございます。

報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は、15番飯田正憲君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

---

## 議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第6号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番藤枝 浩君、16番西山 猛君を指名いたします。

---

陳情第4－6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情

請願第4－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（石松俊雄君） 日程第2、陳情第4－6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情及び請願第4－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の2件を一括議題といたします。

審査は終了しております。

付託委員会の総務産業委員会委員長並びに教育福祉委員会委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

総務産業委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期定例会に付託になりました陳情につきまして御報告申し上げます。

陳情第4－6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情につきまして、審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、本案に対し、賛成の立場からの意見ではありますが、コロナ禍の長期化で農畜産物の需要が減少し、価格も低迷している状況にある中、国は深刻な米価下落対策に十分な

対策を取らないまま、新たに主食用米の生産数量の削減計画及び水田活用直接支払交付金の見直しを明らかにするなど、対策が不十分と言わざるを得ない。このような状況の下、水田活用直接支払交付金の削減につながる見直しは中止するべきであるとのことから、賛成との意見がありました。

次に、反対の立場からの意見であります。水田活用直接支払交付金に関しては、5年間水張りをしない農地について交付金を出さないというルールが現在もある。しかし、地方によっては、農家の申請に対し具体的に調査ができない状況の中で、水田が畑の状況であっても支給しているところもある。このようなことから、この制度を再確認するために、5年間1度も水を引かない農地には水田活用直接支払交付金は出さないという基準を徹底し運用していこうという制度の見直しであり、水田活用直接支払交付金の制度そのものなくなるわけではないので反対であるとの意見がありました。

以上のような賛成の意見、反対の意見を踏まえ、採決の結果、賛成少数により当請願を不採択すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました陳情の審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いいたします。

教育福祉委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 今期定例会において、教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第4-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、新型コロナウイルスの対応も含め、学校現場では様々な課題が山積しており、教職員の定数改善が不可欠であること、きめ細かな教育をするためには少人数学級の実現が不可欠であり、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、国の施策として財源補償をすべきであるなどの請願趣旨を確認し、採決の結果、全会一致により当請願を採決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました請願審査結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

初めに、陳情第4－6号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情を採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。繰り返します。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

採決は、採択することに賛成か、反対かで採決を採ります。採択することに賛成か、反対かで採決を採ります。

本件を採択することに賛成の方は、ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

確認大丈夫でしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） それでは、採決を確定いたします。投票総数20、賛成4、反対16、賛成少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4－2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり採択することに決しました。

---

認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について

○議長（石松俊雄君） 日程第3、認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題とします。

審査は終了しております。

決算特別委員会委員長に審査の経過、結果について報告を求めます。

決算特別委員長中野英一君。

〔決算特別委員長 中野英一君登壇〕

○決算特別委員長（中野英一君） 今期市議会定例会において、決算特別委員会付託になりました案件について審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月7日、8日、9日の3日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め審査を行いました。

審査に当たりましては、適正に予算が執行されたのかどうか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、市民サービスの向上にどのように貢献したのか、さらには、今後改善を要する点は何かなどの視点から慎重に審査を行いました。

以下、審査の過程での主な質疑、意見について簡潔に御報告申し上げます。

市長公室所管では、主なものとして、職員研修の内容についてホームページ音声読み上げ機能を導入した成果についての質疑があり、企画政策課所管では、公共交通対策事業についてグリーンスローモビリティの実証実験を実施した結果、また、これらの導入についてはどのような見解を持っているかとの質疑があり、おおむね観光的なニーズで評価が好評であった。その一方で、コストの問題や民間事業として成立するかなど研究の余地があり、グリーンスローモビリティにかかわらず多様な移動手段の確保という観点では、今後さらに検討を進めていく必要があるとの答弁がありました。

総務部所管では、主なものとして、歳入について不動産売払収入残代金の確認、新型コロナウイルス感染症の影響による市税関係の延長措置について申請した方の納付状況や今後の対応について確認しました。

市民生活部所管では、主なものとして、駐車場の使用料が増額になった要因などについて質疑がありましたが、環境政策課所管では、脱炭素社会実現事業について笠間市の脱炭素に向けた取組の周知方法はとの質疑に対し、紙製のクリアファイルを作成し庁内業務の中で市民に配布するなど、笠間市の脱炭素に向けた取組をPRしていくことを目的に作成をした。今後、いろいろな工夫を凝らし、取組を進めていきたいとの答弁がありました。

教育委員会所管では、グローバル人材育成事業についてAETの指導助手を1校に1名を配置してから数年が経過している、この事業に対し、子どもたちの英語力の成果について、また、今後の事業計画や事業の見直しについてどのように考えているのかとの質疑に対し、英語教育は重要な教育だと捉えている。成果はとのことだが、英語のプレゼンテーションフォーラム県大会において中学生のグループが県知事賞を獲得することができたなど、成果につながっていると思う。さらなる英語力の取得を目指して計画、事業等を検討していきたいとの答弁がありました。

消防本部所管では、主なものとして、地域防災育成助成金において新型コロナウイルス



感染症対策として装備したアイソレーター用フィルターの使用実績などを確認いたしました。

保健福祉部所管では、主なものとして、総合相談支援事業の教職員育成の研修内容についてなどの質疑がありましたが、健康医療政策課所管の健診W e b 予約システム運営事業では集団健診が予約制となり、電話とウェブ両方で予約ができるシステムであるが、ウェブ予約導入後の実績はとの質疑に対し、令和3年度のウェブ予約実績は2,183人で、全体の28.4%である。また、健診業務においてはウェブ等を活用していくような検討はされているかとの質疑に対し、今後、W e b 予約システムを活用し、多くの健診業務ができるようにしていきたいとの答弁がありました。

産業経済部所管では、主なものとして、農業次世代人材投資事業などについて質疑がありましたが、商工課所管では、J A P A Nブランド推進事業の笠間の陶芸作家、7名の作家と英国のアーティストがコラボ商品を作成しているが評価はどうかとの質疑に対し、作品については笠間焼にオリジナル性があるが、さらに新たなものが作られているという感想をいただいているとの答弁がありました。

上下水道部所管では、農業集落排水事業特別会計のマンホールポンプ場通報装置デジタル化事業では工事の内容及び進捗状況、単年事業であることを確認いたしました。

都市建設部所管では、主なものとして、地場産材活用促進事業について被災住宅復興支援利子補給事業の事業内容についてなどの質疑がありましたが、管理課所管の公営住宅子育て世帯支援事業については福原住宅への支援を事業とすることで入居者の応募に対する成果はあったかとの質疑に対し、福原住宅については利便性等の関係で入居率が下がった状況にあったが、この支援事業の助成金を使うことで現在高い入居率となっているとの答弁がありました。

以上が審査の過程における主な質疑、意見でありました。

次に、討論では、認定第1号 令和3年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論がありました。一般会計では、マイナンバーカードを普及させる施策は、市民の個人情報漏えい、監視社会にも通じる情報統制の危険性があることなど、国保特別会計では、高い国民健康保険税の減額に取り組む必要がある。一般会計からの繰入れ、あるいは国保の財政調整基金の活用で軽減が可能でありながら、軽減措置に活用せず、改善に取り組まなかったこと。以上の理由から反対討論がありました。

次に、当委員会に付託となりました案件の採決結果であります。

認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について、認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定に

については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

11番石井 栄君。

〔11番 石井 栄君登壇〕

○11番（石井 栄君） 11番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして討論をいたします。

まず、1番 令和3年度笠間市一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

まず、令和3年度笠間市一般会計では、市民生活に重要な予算が執行され、市民生活、健康を維持、向上させる上で大きな役割を果たしました。

主な項目は次のとおりです。

一つ、新型コロナウイルスワクチン接種事業では6億877万円余りで接種体制を作り、集団接種を行い、市民の健康と命を守るために努力が見られました。

一つ、要保護・準要保護児童援助事業では2,345万円余りを支出し、要保護・準要保護児童生徒に対し、学用品、給食費、校外学習費等を援助いたしました。

一つ、特別教室、調理室にエアコンを設置するため、小学校に2億2,100万円余り、中学校に1億9,800万円余りを支出しました。その他多くの分野で大事な事業が進み、市民生活に貢献をいたしました。

しかし、次の問題が主な反対の理由であります。

一つ、マイナンバーカード交付事業に5,712万4,000円余りを支出しました。マイナンバーカードに健康保険証がひもづけられ、さらに運転免許証がひもづけられることになれば、個人情報に国家機関に集積され、監視社会につながる危険、また、情報漏えいの危険性があります。

二つ、東京2020ホストタウン推進事業に176万円余り、東京2020事前キャンプ交流推進事業に1,333万円余り、東京2020聖火リレー応援事業に493万円余りが支出されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言下、新型コロナウイルス感染者の入院治療に困難が生じている下で、多数の医師、看護師を全国から集めてオリンピックは開催されました。中止するべきであるとの声が各種世論調査でも国民の過半数を占める

中、オリンピックが国により開催されました。スポーツは国民とともにあり、国民の意向を無視した開催は、スポーツとオリンピックに対する信頼を損ねることにつながりました。主に国の方針によるものですが、全国の自治体の中ではホストタウン事業などを自主的に返上したところもあり、今回の措置は妥当性を欠くものと考えます。

第3には、保健センター管理費が当初予算より増え6,253万4,000円になり、工事請負費として4,884万円が支出済額となっております。これは、当初予算で施設解体撤去工事費として予定されていた旧笠間保健センターの解体撤去4,323万円の大半に当たります。旧笠間保健センターは、旧笠間地域の住民のために、成人の健診、乳幼児の健診、近年、対策の充実が課題になっている引きこもりの相談など大切な役割を果たしてきました。また、気候変動の影響を受けて多発する豪雨災害時などに対応できる避難施設としても活用できるのではないかと、地元住民も市民も存続を求めているものです。無駄な予算の執行に当たります。

以上の問題が見受けられましたので、認定はできません。よって、反対いたします。議員の皆様方の御賛同いただきたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

2番目、令和3年度笠間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論をいたします。

令和3年度の笠間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、基金に積み立てることができる4億円余りの新たな財源がありながら、高過ぎる国保税の改定を行うことをしないで、国保財政調整基金に積増しました。そのため、昨年1年間、市民は高い国保税を納付することになりました。今年4月から、高い国保税は一定額の減額になりました。

減額は今年度になってからでしたので、昨年の予算執行は妥当ではないと考えます。よって、令和3年度笠間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対いたします。議員の皆様には御賛同を賜りたくお願い申し上げまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、認定第1号 令和3年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成18、反対2、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度笠間市立病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和3年度笠間市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和3年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり認定することに決しました。

---

議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例について

- 議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）  
議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（石松俊雄君） 日程第4、議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題といたします。

審査は終了しております。

各常任委員会の委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員長より報告をお願いいたします。

総務産業委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月2日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第58号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果について御報告申し上げます。

議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）であります。市民課所管では、マイナンバーカードの普及促進について今年度末までに100%の普及率を目指すとのことだが、現在、当市は45.8%で、あと約50%を促進することになるが、市民がマイナンバーカードに対し懸念している要因が何かを把握しているかとの質疑に対し、理由として、なくても生活ができる、個人情報への漏えいが心配、サービスを利用する者が少ないなどが要因であると把握をしている。一方で、身分証明になる、マイナポイントがもらえる、行政手続が楽になるなどの理由で申請する市民の方も増えてきている。今後もマイナンバーカードに対する不安、懸念、疑問等を払拭できるよう、市民への丁寧な説明が重要であると認識しているところであるとの答弁がありました。

なお、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、付託された議案について採決したところ、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号については、全会一致により原案のとおり可決すべきもの、また、議案第62号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員長より報告をお願いいたします。

教育福祉委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月5日に執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第62号外4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）では、学務課所管のバス運行委託料の増額についてどのような経緯で増額となったのかとの質疑があり、今年度は新型コロナウイルスの感染状況と社会情勢を鑑み、校外学習や社会科見学を追加で実施するなど計画したことから運行回数が増え、不足額が生じたとの答弁がありました。

次に、社会福祉部所管のいこいの家はなさかの冷房機器の改修範囲についての質疑があり、部分的な修繕ではなく、全体的に更新するとの答弁がありました。

次に、健康医療政策課所管のエッセンシャルワーカーに対するPCR検査委託料について検査対象と検査時期に関する質疑があり、今後の新型コロナウイルスの感染状況や、現在までに整っている検査体制等を踏まえてタイミングを見極めていくとの答弁がありました。また、特定不妊治療補助金の増額について、不妊で悩む多くの人がこの制度を利用できるように、より広く周知していただきたいと要望いたしました。

なお、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第67号については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第67号について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員長より報告をお願いいたします。

建設土木委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、9月6日、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第62号外4件の付託案件の審査を行いました。

それでは、審査の経過での主な質疑や意見などについて御報告申し上げます。

初めに、議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）ですが、都市計画課所管では、笠間中央公園、岩間駅西口多目的広場内に設置される予定の日よけについて、設置箇所と形状についての確認をいたしました。今後は、今回の設置箇所以外のところにも利用状況に応じて設置を検討していきたい旨の答弁がありました。

次に、議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）ですが、導水管洗浄委託業務について、当初予算ではなく補正予算で計上する理由についての質疑に対し、今年度の導水管調査で導水管内の付着物が多いことが判明し、流入量の低下を防ぐため、早期に導水管の清浄を実施するものとの答弁がありました。

なお、議案第66号、議案第69号、議案第70号については、執行部の詳細な説明をもって了承した次第でございます。

以上のような審査過程を踏まえ、当委員会に付託された全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。議員各位の御賛同賜りますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

11番石井 栄君。

〔11番 石井 栄君登壇〕

○11番（石井 栄君） 11番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、討論をいたします。令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）に、反対の立場で討論いたします。

令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出に8億6,206万9,000円を追加して歳入歳出の総額を347億2,958万1,000円とするものです。その内容の大半は市民生活の向上のために貢献する内容であります。

一つは、公共交通調査研究委託料420万円、民生費、生活保護費、生活保護総務費3,728万円、児童福祉総務費2億345万7,000円、一つ、PCR検査委託料1,342万9,000円など、

大切な予算が含まれており、市民生活に貢献するものと考えます。

反対する主な理由は、次に示す点であります。

マイナンバーカード出張申請業務委託料193万9,000円、マイナンバーカード臨時窓口申請支援人材派遣業務委託料742万5,000円、マイナンバーカード出張申請のための会場設営委託料55万円など、マイナンバーカード普及のために総額991万4,000円を支出しようとしておることに反対であります。

2021年4月6日の衆議院で、同年5月12日に参議院で個人情報保護法の改正が行われました。

名城大学法学部の庄村教授は、著書で次のように述べています。要配慮個人情報等の取得制限規定ですが、都道府県で45団体95.7%、市区町村で1,644団体94.4%という多くの自治体が、何らかの取得制限を置いています。しかし、改正個人情報保護法では、このような取得制限規定は置かれておりません。2021年改正後も自治体の条例で直接、収集規定や取得制限規定を置くことは、法令の目的や効果を阻害しないものと思われます。しかし、この件に関する個人情報保護委員会の規律の考え方においては、この点について、さらに踏み込んでおり、改正個人情報保護法60条5項により、要配慮個人情報を追加することは可能であるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することは許容されないとしています。法の目的が個人情報保護という目的から全国共通ルールを法律で定めるという目的へと変化しており、地方自治を制限するとの指摘がされています。自治体は、国に比して多くの要配慮個人情報を扱っています。これまで自治体は、条例に明示的な取得制限規定を置いて、職員自身が安易な取扱いをしないという縛りをかけてきましたけれども、この考えですと、それもなし崩しとなる可能性がありますと述べています。

ちなみに、法律では、要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いを特に配慮を要するものとして、政令で定める記述等が含まれる個人情報をいうとあります。マイナンバーカードに国民健康保険証などがひもづけられ、さらに運転免許証がひもづけられるようになると、個人情報が国家機関に集積され、監視社会につながる危険、情報漏えいの懸念は高まります。マイナンバーカードの普及を高めようと新規取得者に2万ポイントも付与するという特典を与える国方針、市の補正予算でもマイナンバーカードを取得することを条件に大学生や専門学校生に支援を行うということが行われています。市民からは、多額の費用をかけて、国がこのようにマイナンバーカードを何が何でも国民に取得させようというのは、どんな魂胆があるのか、これに係る費用を少しでも市民福祉に使う方がいいのではないかと、この意見をよくお聞きいたします。

一般会計補正予算（第7号）は市民に対する大切な予算が含まれていますが、マイナン



バーカード普及に関する予算が含まれておりますので、反対いたします。議員の皆様方には御理解と御賛同いただけますようお願い申し上げます、反対討論といたします。

以上です。

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第58号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 笠間市税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和4年度笠間市一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は、採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成17、反対3、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和4年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和4年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和4年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（石松俊雄君） 日程第5、議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

17番大貫千尋君。

〔17番 大貫千尋君登壇〕

○17番（大貫千尋君） 議長の許可を得ましたので、提案理由を説明いたします。

昨今のコロナ禍における厳しい市民の経済状況を考えたとき、市会議員4名の削減をもって笠間市の歳出抑制を図るとともに、有効的な税の使い道として区長制度の強化と行政区の見直しに4議席削減に伴う予算削減額として約年間2,500万円、4年間で約1億円の予算を充当すべきである。4名の削減を行っても議会のチェック体制は何ら問題なく、むしろ中身の濃い議会体制が確立することで、市民の理解は得られるに違いない。

よって、議員定数削減、すなわち身を切る改革をすることで予算の削減をいたし、区長制度による区長たち及び地域消防団員等の待遇改善により、地域防災体制の充実を図ってほしいとの理由により、本議案を提案する。議員の皆様には御賛同いただきますようお願いをいたし、提案理由の発言を閉じます。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論は、会議規則第53条の規定により、まず、本件に対する反対の立場の討論の方、許可をいたします。

討論される方は挙手をお願いいたします。

7番中野英一君。

〔7番 中野英一君登壇〕

○7番（中野英一君） 7番政研会の中野英一です。議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

まず、これまでの笠間市議会の議員定数の在り方を振り返ってみますと、合併後の在任特例で、当初、笠間市議会議員は53人いました。平成18年11月、住民団体の請求に基づく住民投票を待たずに自主解散し、その後の選挙で28人になりました。在任特例中の自主解散は県内初で、多くの注目を集めたことを記憶しております。また、笠間市議会の定数条例は、平成18年に30を28に削減、その後、平成19年に24に、さらに、平成26年に現在の22へと着実に減らしてきました。当時、私は議員ではありませんでしたが、1市民として、笠間市議会は議員定数について真摯に取り組んでいると評価しておりました。

今定例会の初日に議決した笠間市議会基本条例の第15条には、議員定数の改正は、行政改革の視点だけではなく、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の事業課題について長期的な見地に立ち、十分考慮する。そして、議員定数は法令及び議会基本条例で定める議会活動並びに議会の機能と役割を確保するとともに、類似自治体等と比較検討して定めると書かれています。

また過日、全員協議会で、議長から、全国の人口6万人から8万人の市の議員定数を比較する資料が提示されました。それによりますと、少ないところで定数16、多いところは26となっていました。さらに、笠間市の面積は約240平方キロメートルなので、市の面積が200平方キロメートル以上のところに限って見ると、定数は18から26となります。現在の人口減少率を前提に4年後を見通すと、笠間市の人口は6万9,000人から7万人になってしまいます。人口6万9,000人から7万人で面積が200平方キロメートル以上の市は、笠間市以外に全国に4市ありますが、議員定数は21人から24人です。

財政力指数を見ても0.34から0.61ですから、定数22、財政力指数0.61の笠間市はその範囲に収まっており、全国の他市との比較においては、定数22は適正な数と言えます。

また、平成26年、議会改革活性化特別委員会で議論された議員定数の検討根拠によりますと、笠間市議会では議案の大半が常任委員会の付託審議となっており、委員会で民意を反映した多くの議論を活発に行うことが必要である。常任委員会の人数としては賛否が分かれた場合、多数決で意見が同数になれば、委員長が賛否のどちらかに加わり、よって、委員会全員の意思で採決できるような審議環境が望ましいということで、議長が常任委員会に属さない構成で、三つの常任委員会に7人ずつ、それに議長を加えて22名が必要という結論が出されています。

今回の提案は4名削減して18名にするということですが、18名になったら、3常任委員会体制が確保できません。地方自治法の改正によって、常任委員会の複数所属が可能にはなりましたが、複数所属した場合、議員の守備範囲が広がり、おのずと政策への目配りは浅くなる可能性があります。人口面積等の地域要件や財政力及び市の事業課題と議会活動並びに議会の機能と役割の確保、そして、他市との比較など総合的に考えると、現在の笠間市議会の定数22は、最も適正な数であります。

そうした理由から、議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに反対の意を表明します。最後に、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対討論とします。

○議長（石松俊雄君） 次に、賛成の立場で討論される方はいらっしゃいますか。

16番西山 猛君。

〔16番 西山 猛君登壇〕

○16番（西山 猛君） 去る8月30日、今期定例会初日に委員会提出議案ということで、第2号ということで、笠間市議会基本条例が提出されました、制定の案が提出されました。そこには、一番大事な議会が市民の負託に応えるため制定するというので、基本条例が制定されました。本来であれば、その基本条例は、提出、提案される前に、定数を一定程度、削減ということだけではありませんが、議論が必要であったと私は思っております。その点について、この提案をともにさせていただいた立場として、これから討論をさせていただきたいと思っております。

公務員はもとより、我々議員も給料や報酬の受け取りが1日でも遅れことはありません。今、コロナ禍の社会の中では、職を失ってしまった人、子どもを進学させてあげることができない人、親の介護に経済的、身体的、精神的負担を強いられている人、全てに絶望して自ら命を立つ人、こんな切ない世の中で、政治が、あるいは行政が今、何をすればいいのか。笠間市民の負託を受けた議員の皆さんはどう考えておりますか。少なくとも私には、コロナ禍で苦しむ人にお金があればいいのか、働く場があればいいのか、コロナ禍の社会が収束すればそれで全てが解決できるのか、人生の若輩者として、私には何ができるのだ

ろうか。分かりません。

しかしながら、唯一言えることは、選挙によって市民の皆さんから与えられた議席、その命の限り政治の責任を全うすることに尽きるのではないのでしょうか。皆さんはいかがでしょうか。そこで今回、議会が自ら行う行動の一つとして、苦しんでいる市民がいるとすれば、議員自らが身を切る改革の一つとして、定数削減は当然であると確信しております。

ところで、定数の見直しについてであります。先ほど反対討論の中にもありましたが、議長が用意をしてくれた、議論をするために用意をしてくれたデータがあります。3枚になっています。111市、人口8万人、それから、6万人ですね、この間で111市、ざっとこう見ますと、このデータを見ますと、面積、人口、財政力ありますが、ざっくり見ますと、この全体の半分が20以下なんですね、議席が。こう絞っていきますと、笠間市において、これから急激に人口増、これは見込めないでしょう。だとすれば、減を考えていったときに、6万人台を見越して6万人台の部分で一つの定義を起ささなければならぬと思っております。そうしますと、3割以上の市が18議席以下なのですね。これは現状なのです。

さらに面積、この部分も含めて、これからほぐしていきたいと思っております。

先ほどお話しした人口に対するもの、これは単純平均であります。ちなみに、お隣、水戸市、この場合は、人口1万人に対して1議席という一つのテーマを掲げております。改革のテーマですね、現在進行形と聞いております。

次に、面積に対する議員定数についてであります。全くもって根拠のないお話だと私は思っております。なぜかといいますと、我が笠間市、70%が農地と山林なのです。70%、面積240.4キロ平方メートルですね、の約70%が、山林と農地と。面積だけを考えますと、では、県北、大子。大子町におきましては、325.76キロ平方メートル、我が市の1.35倍、議員定数13。さらに、隣県でいわき市、いわき市は1,232.26キロ平方メートル、5倍以上です。本市の5倍以上。ここに37名の議員で議会を構成しております。

さらには、財政力指数ということで触れておりますが、財政力指数、つまり、お金に余裕がある、あるいは困ってないから議員定数減らさなくてもいいんじゃないかという論理は、全くもって本末転倒です。これを引き合いに出して、他市と比べて、それが正しいのだ、それもストライクゾーンに入っているのだとこういう表現は、全くもって市民に対する背信行為であると思っております。市民の思い、限られた予算の用途について、健全な使い方、これを求めていると思っております。そのチェック体制を強化していく。そこに定数の問題も、コロナ禍の社会と同等、きちっと結論を出さなくてはならないと思っております。

実は、このデータが議長から出されました、提出されました。皆さんがこのデータに基づいて、平均じゃないの、ストライクに入っているじゃない、枠に入っている。枠を作って、作ったかどうかは別としても、笠間市はまあまあいいじゃないの、何もそれどうこう言われる筋合いじゃないんじゃないのと、こういう発想になったかもしれませんが、議長

が一生懸命データを整えて皆さんに提出して、皆さんがそれに基づいて議論すべき部分だったと思うのですが、そうではなくて、議長の報告によって、この問題が定数問題がなくなり、基本条例の制定につながったということで、私は、実はこれは申入書です。皆さん目に見えているでしょうけども、これは申入書です。これは、内容証明書にしました。内容証明で、内容証明郵便で、石松議長にこれを送りました。

なぜ送ったかという、私と石松議長と同じ、期数でいくと同じ経験者であります、議長という立場と平の議員、一般の議員、当然、立場が違いますから、その対応は変わると思います。そして、議長に頭を下げて、ぜひともこんなふうな方向で定数について見直しをしてほしいのだと、こうお願いをいたしました。

そうしますと、笠間市は議会基本条例が制定されていないので、その中に、今回、第7章第15条にあります、議員定数についてきちっと明文化されております。それは、あくまでも枠です、大枠です。その中にはめ込む具体的な数字、これは議論しようじゃないかと、私は託しました。

でも、結果として、去る7月21日の全員協議会において説明をされましたが、報告をされましたが、定数の削減、あるいは定数の見直しという議論は頓挫したなと思っておりません。政治ごとですから、裏切った、裏切られた、あるかもしれませんが、個人的なことを私は言いたくありませんが、非常に悲しい思いで立っております。議長という権限と、ただの議員の立場の仕事、言葉では全く違うかもしれませんが、多くの市民の皆さんが必ずやこの議案について賛同してくれると私は確信しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

様々なデータはあるでしょう。でも、何でもそうですけれども、自分に都合のいいデータを集めれば、それもできます。むしろ、冷たい水、寒い真冬の中でどうあるべきかという、やっぱり厳しい状況に自分の身を置かなければならないと思ひています。

どうか、議員諸兄、同志の皆さん、賛同していただいて、この提案を可決させてください。市民のためによろしくお願ひします。

終わります。

○議長（石松俊雄君） ほかに討論のある方いらっしゃいますか。

4番内桶克之君。

〔4番 内桶克之君登壇〕

○4番（内桶克之君） 4番、かさま未来の内桶克之です。議員提出議案第1号について、笠間市議会基本条例第15条に沿った定数なのか、また、現時点で4名削減が適正なものなのか不明確なため、反対の立場から討論いたします。

先ほどからずっと出ている笠間市基本条例ですね、これについては、8月30日に全会一致で可決になりました。この中の15条に、議員定員の考え方が示されております。条文では、「議員定数の改正は、行政改革の視点だけではなく、人口、面積等の地域要件、財政

力、事業課題などについて長期的な見地に立ち、十分考慮する」とあります。また、「議員定数は法令や条例などに定める議会活動や議会の機能と役割を確保するとともに、類似自治体等と比較検討して定める」とあります。さらに、笠間市議会議員定数条例で定める議員定数を改正する、提案するときは、他市との比較及び市政の現状、専門的な知見等も十分考慮し、改正理由を付して提案することが求められております。

したがいまして、議員定数を22から18にするためには、この議会基本条例第15条を十分考慮した定数を示す必要があると思います。議員定数を減らすことは、議員改革、そして、議員自らが身を切る改革として必要性は十分理解できますが、議員定数を削減することだけが問題ではありません。

重要なのは、議会基本条例ができて、その条例を考慮した適正な定数なのかということです。議員定数を考える上で一番考慮しなければならないことは、人口規模であります。そこに面積、財政力、地域条件などを加味して定数を定めることが重要な根拠となります。

先ほどから資料が出ておりますが、私は、人口7万人から7万5,000人以内の自治体、令和3年10月現在、全国に28市あります。この28市を見ると、宮城県登米市、熊本県天草市が定員26で最も多く、その面積は登米市が536平方キロメートル、天草市が682平方キロメートルと、どちらも笠間市の面積の倍以上となっております。また、大阪府交野市が定員15で最も少なくなっておりますが、その面積は25.5平方キロメートルと笠間市の10分の1程度と、かなり小さな面積であり、議員定数について人口と面積の関係でかなり違いがあることがわかります。

そこで、客観的な数字から定数を考えてみますと、28市の人口の平均は7万3,067人であり、笠間市の人口は7万2,573人ということで、若干、平均のほうが上回っているという状況です。また、この28の定数の平均は20.18人と、笠間市の定員22人より1.82人少なくなっている状況であります。さらに、議員1人当たり人口平均は3,684人で、笠間市の3,299人に対し385人多くなっており、財政力指数の平均は0.71であるのに対し、笠間市は0.61と、0.1ポイント低くなっている状況です。この人口、面積、議員1人当たりの人口、財政力指数の平均を指数換算し、換算値を人数化して現在の笠間市の定数から減法して算出した定数は20.42となります。また、このときの議員1人当たりの人口は約3,500人となります。これらのことから、笠間市の定員が20を下回る適正な時期は、人口が7万人を切ったときに考慮すべき定数と考えられます。これはあくまでも客観的な数字でありまして、数字から試算したものでありまして議論を尽くしたものではありません。

笠間市議会では議会改革の一つとして、令和元年第3回定例会から、傍聴者アンケートを実施しております。この傍聴者アンケートは、広報委員会で私が提案し、西山委員長が中心として広報委員が意見を出し合い、作成したものです。このアンケートはなぜ実施しているのか、議員各位にしっかり認識していただきたいと思います。傍聴に来ていただいた市民の皆さんから、貴重な様々な意見をいただいております。残念ながら、同じような



改善を求める意見を継続して出せる点もあり、私たち議員はそれぞれ自分の行動をチェックし、行動を変えていくことが議員改革の根本であり、始まりであると考えています。

そこで、今般、議会運営や議員活動の原則など定めた笠間市議会基本条例を制定したところですが、現状の議会運営を鑑み、条例の制定だけではなく、議会改革を前進するために、今後、条例に基づき、議会運営をどうしていくのか。議員定数の改正を含め、議員間討議を活発化し、大いに議論することが求められております。

議員各位におかれましては、以上の内容を踏まえて御賛同賜りますようお願い申し上げます。反対の立場からの討論といたします。

○議長（石松俊雄君） 申し訳ない、ちょっとお待ちください。

発言者に申し上げます。本議案に対して、反対か賛成かの態度を明確にしていただけますか。

○4番（内桶克之君） 反対の立場で討論しました。

○議長（石松俊雄君） ほかに討論される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決に入ります。

この採決は、採決システムにより行います。

本案に賛成の方は、ボタンを押してください。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） 賛成の方は、マイクのボタンを確認してください。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 採決を確定いたします。投票総数20、賛成1、反対19……間違いですか。よろしいですか。

よろしいですか。繰り返しますよ。

投票総数20、賛成1、反対19、賛成少数であります。よって、本件は否決をされました。

---

## 日程追加

○議長（石松俊雄君） ここでお諮りをいたします。

教育福祉委員会委員長から、議案が提出をされております。

この際、日程に追加し、議題としますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定します。

ここで追加日程議案を配信するため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 26 分再開

○議長（石松俊雄君） それでは、休憩を取り戻し会議を開きます。

委員会提出議案第 3 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書  
について

○議長（石松俊雄君） 日程第 6、委員会提出議案第 3 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

教育福祉委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 委員会提出議案第 3 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についての提案理由を申し上げます。

学校現場では山積している様々な課題により、教材研究や授業準備の時間の確保が困難な状況であり、豊かな学びや学校の働き方改革の実現には、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員の定数改善が不可欠であります。改正義務標準法の施行により、小学校の学級編制標準が段階的に 35 人に引き下げられましたが、さらなる少数学級の検討が求められております。

また、義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。よって、国全体に対し、地方教育行政の実情を認識させ、計画的に教育行政を進めることを可能とするために、地方自治法第 99 条の規定により、国等へ意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第 14 条 2 項の規定により、教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましてはよろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明いたします。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第3号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 閉会の宣言

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終……。

16番西山 猛君。

○16番（西山 猛君） 先ほどの議員提出議案の採決の際に、機械の不具合があったようなのです。その確認をしてもらいたいのですが。

○議長（石松俊雄君） はい、分かりました。

暫時休憩を取らせていただきます。

午前11時30分休憩

---

午前11時33分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を開きます。

日程第5の議員提出議案第1号 笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての採決の数字の訂正をさせていただきます。

投票総数20、賛成2、反対18と数字を訂正をさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了であります。

今期市議会定例会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和4年度第3回笠間市議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。この後11時40分から全員協議会を開きますので、全員協議会室へお集まりください。

午前11時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 藤枝浩

署名議員 西山猛